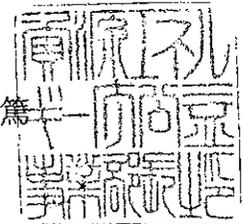


通商産業省

12資公部第335号
平成13年1月5日

社団法人日本簡易ガス協会
会長 石橋 幸弘 殿

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長 大井 篤



簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について別添のように制定したので、送付します。ガス事業法令の適切な解釈及び運用のために用いるとともに、貴団体におかれても、会員等の事業者に適宜周知されたい。

簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について

簡易ガス事業に関するガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下「令」という。）、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）等の解釈及び運用については、以下のとおりとする。

1. 法第2条第3項の規定にする「一の団地」について

- (1) 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。
- (2) 「一の団地」を区画するメルクマールは道路、河川、鉄道、田畑、山林等（以下「道路等」という。）とするものとする。

この場合において、「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路であって、その車道（道路構造令（昭和33年政令第244号）第2条第4項に規定する車道をいう。）の幅員が6.5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法（昭和39年法律第67号）第4条、第5条及び第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。

- (3) ただし、道路等によって分割され、(2)の基準により二の団地と認められる場合であっても、次のような場合であって、その分割された二の土地において、ガスの使用者の利益の保護とガス事業の健全な発展を図るために適当であり、密接不可分の関係にあると認められるときは、分割された二の土地をあわせて「一の団地」として取り扱うものとする。
 - ① 分割された二の土地が同一の者によって造成されたものである場合
 - ② 分割する道路等が土地の造成後において設置されたものである場合（私道が道路に認定された場合を含む。）
 - ③ 上記に掲げるものの他、自然条件等により特別な取扱いをすることが必要であると認められる場合

2. 法第37条の5に規定する「供給地点及びその数」について

- (1) 「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取付けられる地点又は取付けられた地点）をいう。この場合において、
 - ① 2以上の集合住宅、木造アパート、中高層住宅等の共同住宅の場合には、供給の相手方となる者の室を供給すべき地点といい、
 - ② 造成宅地等の分譲地の場合には、建物が建設され、供給地点が確定するまでの間は、分譲計画上の個々の区画を供給地点として取り扱うものとする。

(2) 「その数」とは、供給地点の総数をいい、以下の場合においても当該供給地点の数に含めるものとする。

- ① 造成宅地の場合には、一部の供給地点に配管がなされていない場合の総区画の数（ただし、物理的に存在する区画に限る。）
- ② 特定ガス発生設備の数又は導管をもってすべての供給地点が接続されているか否かにかかわらず、一の団地として認定された内に存する供給地点の数。ただし、道路を横断又は並行している導管に係る供給地点については、導管により接続されている数。

3. 法第7条第1項又は第2項若しくは法第37条の7第1項において準用する法第7条第1項又は第2項の規定に基づき指定する、みなし一般ガス事業又は簡易ガス事業（以下「簡易ガス事業等」という。）の「事業の開始の期間」について

- ① 法第7条第1項に規定する3年以内において、経済産業局長が指定する期間については、原則として1年以内とすること。
- ② 第7条第2項に規定する区分して指定する期間については、団地等の造成の工期が二期以上にわたり、かつ、それらの工期が明確に区分されている場合においては、それらの工期に応じて、区分して指定するものとし、一工期につき、原則として1年以内とすること。

4. 法第17条若しくは法第37条の7第1項において準用する法第17条の簡易ガス事業等供給約款について

供給約款に係る実施細則の取扱いについて

「標準簡易ガス供給約款について」（11資公部第362号）に定める供給約款の本則と実施細則に記載されるもののうち、実施細則については規則第86条の2の届出の場合に該当するものである。

5. 法第37条の6の2ただし書について

高圧ガス保安法等の許可等を受けてガスを供給している者が簡易ガス事業等の許可を受けた場合における供給条件について

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）の許可若しくは登録を受けて、ガスを供給している者から簡易ガス事業等の許可の申請があり、これを許可した場合における法第17条第1項（法第37条の7第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の供給約款の実施の日までの間のガス料金その他の供給条件については、法第20条ただし書又は法第37条の6の2ただし書の認可を受けた、いわゆる、特別供給条件とするものとし、次のように取扱うものとする。

- ① 法第17条第1項の許可を受けた供給約款以外の供給条件によりガスを供給することは、法第20条本文又は法第37条の6の2本文の規定に照らし望ましくないため、当該供給条件については、当該簡易ガス事業等の許可の申請と同時に、法第20条ただし書又は法第37条の6の2ただし書の認可の申請を行わせ、当該簡易ガス事業等の許可する場合には、その許可と同時に当該特別供給条件を認可するものとする。
- ② ①の特別供給条件の認可に当たっては、次のとおり取扱うものとする。

- (イ) 特別供給条件は、平成11年11月19日付け11資公部第362号により通達した「標準簡易ガス供給約款について」に準拠して作成させるものとし、当該地点に従来適用されていた供給条件（以下「旧供給条件」という。）と比較して、新たにガスの使用者の負担となる供給条件については、旧供給条件を特別供給条件とするものとする。
- (ロ) 旧供給条件を特別供給条件として認可する場合に当たっては、著しく不相当と認められるものについては、極力適当なものに変更するよう指導すること。
- ③ 法第20条ただし書又は法第37条の6の2ただし書により認可した特別供給条件の適用期間は、極力短い期間であることが望ましいので、供給約款の設定については、次のとおり取扱うものとする。
- (イ) 供給約款の設定の認可申請は、当該簡易ガス事業等の許可の申請と同時に極力行うものとする。
- (ロ) (イ)の措置をとらせることが困難であると認められるときは、当該簡易ガス事業等の許可の処分に、次の条件を付するものとする。

(条 件)

ガス事業法第17条第1項（法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項）の規定に基づく供給約款の設定の認可申請は、平成 年 月 日までにしなければならない。同日までに認可申請がない場合には、この許可を取り消すことがあります。

6. 法第47条の4第1項に規定に基づく「消防庁長官への通報」について

- (1) 通報すべき事項は、当該簡易ガス事業に係る次の事項とする。
 - ① 当該処分の年月日及び番号
 - ② 氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
 - ③ 供給地点群の名称
 - ④ 特定ガス発生設備の設置の場所（都道府県郡市区町村字番地）
- (2) 通報の方法は、次により文書で行うものとする。
 - ① 事業の許可又は事業の全部若しくは一部の休止の許可にあつては、その許可をした日の後、速やかに通報すること。
 - ② 事業の廃止の許可又は事業の許可の取消しにあつては、四半期ごとに通報するものとする。

7. 令第1条に規定する「容器」について

先般の液化石油ガス法の改正により、バルクローリ等の充てん設備から直接液化石油ガスを充てんするバルク供給システムが導入されたことに伴い、バルク貯槽を特定ガス発生設備として取扱うことが必要である。

液化石油ガス法施行規則では、バルク貯槽の規定を設けて、いわゆるボンベのみを「容器」として整理しているが、液化石油ガス法では、液化石油ガスの「いれもの」を容器として整理していることから、同法における容器には、バルク貯槽も含まれている。

したがって、特定ガス発生設備の定義として、令第一条に規定する容器とは、同法に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器となっていることから、バルク貯槽を特定ガス発生設備として取扱うこととする。

なお、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）においても、バルク貯槽に係る技術基準の整備を図るよう、平成12年4月までに所要の改正を行う予定である。ただし、この間において、特殊設計施設認可による対応もあり得るので、バルク貯槽を特定ガス発生設備として取扱う旨の申請があった場合には、ガス市場整備課及びガス安全課まで相談されたい。

8. 規則第21条に規定する特定ガス発生設備に係るガスの熱量及びガスの圧力の測定の場所の指定について

(1) 規則第21条第1項第1号の規定に基づき、ガスの熱量を測定するために、経済産業局長が指定する場所、並びに同号ただし書の規定に基づき、経済産業局長が指定する場所及び方法は次のとおりとする。

- ① 規則第21条第1項第1号の場所は、特定ガス発生設備の出口とする。
- ② 規則第21条第1項第1号ただし書の場所は、容器又は貯槽に充てんする場所とする。ただし、当該場所で測定できない場合には、試料を当該場所で採取し、測定は他の場所で行うものとする。
- ③ 規則第21条第1項第1号ただし書により指定する方法は、液化石油ガスの成分の測定の場合にあつては、以下(i)に掲げるガス成分分析のための機械器具その他の設備を用い、高圧ガス保安法に規定する製造保安責任者免状を受けた者又はガス主任技術者が以下(ii)で掲げるガス成分分析方法により行うこととし、圧縮天然ガスの成分の測定の場合にあつては、日本工業規格JISK2301(1992)「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」とする。

なお、液化石油ガス法第十三条に規定する規格の品質確認を「日本LPガス団体協議会 技術基準C-001-1998一般消費者等に対する品質確認要領」に基づき発行された「品質証明書」をもって熱量の測定に代えることができることとする。

(i) ガス成分分析のための機械器具その他の設備

- (i) エタン及びエチレン又はその合計量の含有率を測定できるものであり、かつ、その器差はその表す含有率の百分の三十以下であること
- (ii) プロパン及びプロピレン又はその合計量の含有率を測定できるものであり、かつ、その器差は、その表す含有率の百分の四以下であること
- (iii) ブタジエンの含有量を測定できるものであり、かつ、その器差は、その表す含有量の百分の十以下であること

(ii) ガス成分分析方法

- (i) 試料は、分析をしようとする液化石油ガスの成分を正確に表すものを当該液化石油ガスの液相部分から液体で採取すること
- (ii) 採取した試料は速やかに分析するものものとし、分析をするまでの間は気化によるその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと
- (iii) 液化石油ガスを分析するための機械器具その他の設備の用途に従い分析すること

(2) 規則第21条第1項第2号の規定に基づき、ガスの圧力を測定するために、経済産業局長が指定する場所は、次の場所とする。

- ① 調整装置の出口

- ② 一の特定ガス発生設備から導管により連結されている供給地点の数が千以上の場合にあつては、その特定ガス発生設備から離れた末端の供給地点であつて供給するガスの圧力の低下が著しく大きいと認められる1か所以上の供給地点

9. 規則第73条の2第1項第2号に規定する「正当な理由」について

次の場合は、「正当な理由」に該当することとする。

- ① 法令に基づくガス利用設備の検査及び修理が行われた場合（ただし、法定点検の標準日数を上回る日数を要した場合をいう。）
- ② 使用者の故意又は過失によらない突発的な他律的要因（設備の故障等）によりガス利用設備を稼働できない場合
- ③ 使用者の過失によるガス利用設備の故障であつて、通常の故障において運転回復に至るまでの期間を上回る日数を要した場合
- ④ 地震、台風等の自然現象が生じた場合（空調用需要にあつては、気象官署予報業務実施要領第7条第3項注書きで規定されている累積度数分布が0%以上10%未満又は90%以上100%以下の状態の範囲になった場合）
- ⑤ その他当該業種あるいは当該生産活動に大きな影響を与える社会的・経済的変動が生じた場合

10. 規則第76条及び第83条に規定する「軽微な場合」について

次の場合は、「軽微な場合」に該当するものとする。

- ① 工事費概算書、設備資金及び運転資金の額及び調達方法を記載した書類並びに借入金の返済計画を記載した書類にあつては、当該申請に係る工事費の額が150万円を超えない場合
- ② 収支見積書にあつては、当該申請に係るガスの売上高の額が当該供給地点群のガスの売上高の額の10分の1に相当する額を超えない場合

附 則

本通達は、平成13年1月6日から施行する。なお、本通達の施行に伴い、平成11年11月19日付け12資公部第358号「簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」は廃止する。